

埼玉県教育委員会における心身の状態の情報の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県教育委員会安全衛生管理規程（平成10年埼玉県教育委員会教育長訓令第1号。以下「規程」という。）第32条第5項の規定に基づき、心身の状態の情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(心身の状態の情報)

第2条 心身の状態の情報は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及び規程その他の関係法令等に基づき実施した健康診断の結果及び教職員及び医療機関から提出された健康診断の結果
- 二 前号の健康診断の受診又は未受診の情報
- 三 安衛法に基づき医師又は歯科医師から聴取した意見（安衛法第66条の10第5項の規定に基づき医師から聴取した意見を除く。）
- 四 安衛法に基づき講じた健康診断実施後の措置の内容
- 五 安衛法に基づき実施した保健指導の内容
- 六 前号の保健指導の実施の有無
- 七 安衛法に基づき実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果及び教職員から提出された面接指導の結果（安衛法第66条の10第3項の規定に基づく面接指導の結果を除く。）
- 八 前号の教職員からの面接指導の申出の有無
- 九 安衛法に基づき講じた面接指導実施後の措置の内容（安衛法第66条の10第6項の規定に基づき講じた面接指導実施後の措置の内容を除く。）
- 十 安衛法に基づく健康保持増進措置を通じて取得した健康測定の結果、健康指導の内容等
- 十一 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき教職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関する情報
- 十二 治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書
- 十三 通院状況等疾病管理のための情報
- 十四 健康相談の実施の有無
- 十五 健康相談の結果
- 十六 職場復帰のための面談の結果
- 十七 医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
- 十八 教職員から提出された診断書等の診療に関する情報

十九 職員が作成した教職員の健康に関する情報

二十 健康管理医及び衛生管理者その他の教職員の健康管理に関する事務に従事する者が教職員の健康管理等を通じて得た情報

二十一 任意に教職員から提供された教職員本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報

(心身の状態の情報を取り扱う目的)

第3条 心身の状態の情報は、教職員の健康確保措置の実施又は埼玉県教育委員会が負う安全配慮義務の履行のために取り扱うものとする。

2 心身の状態の情報を取り扱う者(以下「取扱者」という。)は、埼玉県個人情報保護条例(平成16年埼玉県条例第65号。以下「個人情報保護条例」という。)第7条各号に該当する場合を除き、あらかじめ教職員本人の同意を得ることなく、前項に規定する目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、心身の状態の情報を取り扱ってはならない。

(取扱者及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等)

第4条 取扱者及び当該取扱者が取り扱う心身の状態の情報の範囲は、次の表のとおりとする。

取扱者	取り扱う心身の状態の情報の範囲
統括安全衛生管理者、部長、人事主管課長、教育総務部福利課長、本局に置く衛生管理者、本局に置く健康管理医、本局において教職員の人事に関する事務を所掌する者、本局において教職員の健康管理に関する事務を所掌する者、統括安全衛生管理者が指名する者、埼玉県教職員健康審査会委員及び埼玉県教職員健康審査会会長が指名する者	本局及び教育事務所等に勤務する職員の心身の状態の情報(ただし、部長、人事主管課長及び本局において教職員の人事に関する事務を所掌する者にあつては、所管する本局及び教育事務所等に勤務する職員の心身の状態の情報に限る。)
所属長及び所属長が指名する者	当該所属所に勤務する職員の心身の状態の情報
学校給食調理場に置く安全管理者、学校給食調理場に置く衛生管理者及び学校給食調理場に置く健康管理医	県立学校に勤務する職員で学校給食事業に従事する職員の心身の状態の情報
教育事務所等に置く衛生管理者、教育事	当該教育事務所等に勤務する職員の心

務所等に置く衛生推進者、教育事務所等に置く健康管理医	身の状態の情報
----------------------------	---------

- 2 心身の状態の情報を取り扱う責任者（以下「取扱責任者」という。）は、統括安全衛生管理者とする。
- 3 取扱者は、第1項に定める範囲を超えて心身の状態の情報を取り扱う場合は、取扱責任者の承認を得るとともに、教職員本人の同意を得なければならない。
- 4 取扱者は、職務上知り得た心身の状態の情報を他に漏らしてはならない。

（心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知）

第5条 取扱者は、心身の状態の情報を取り扱う場合は、あらかじめ、その利用目的及び取扱方法を教職員本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 取扱者は、その利用目的及び取扱方法を教職員本人に通知し、又は公表していない心身の状態の情報を取得した場合は、速やかに、その利用目的及び取扱方法を教職員本人に通知するものとする。

（本人同意の取得方法）

第6条 心身の状態の情報の分類に応じた教職員本人の同意取得については、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 法令に基づき収集する情報 教職員本人の同意を得ずに収集することができる。
- 二 法令で定められていない項目について収集する情報 適切な方法により教職員本人の同意を得ることで収集することができる。ただし、この要綱が第11条に定める方法により教職員に周知され、かつ、教職員本人が心身の状態の情報を教職員本人の意思に基づき提出した場合は、当該心身の状態の情報の取扱いに関する教職員本人の同意の意思が示されたものとする。

（心身の状態の情報の適正管理の方法）

第7条 取扱者は、利用目的の達成に必要な範囲において、心身の状態の情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

- 2 取扱者は、心身の状態の情報の漏えい、滅失、損傷等を防止し、その保護を図るため、個人情報保護条例及び埼玉県情報セキュリティポリシーその他の関係法令等の定めるところにより、適切な措置を講じなければならない。
- 3 心身の状態の情報の保存期間は、埼玉県教育局等文書管理規則（平成13年教育委員会規則第10号）及び埼玉県立学校文書管理規則（平成13年教育委員会規則第11号）の定めるところによるものとする。
- 4 取扱者は、心身の状態の情報の漏えい等が生じた場合は、速やかに取扱責任者に報

告するものとし、所属所内部において報告及び被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある教職員本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表などの必要な措置を講じるものとする。

- 5 取扱者は、心身の状態の情報の取扱いを委託する場合は、委託先において当該心身の状態の情報の安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(心身の状態の情報の開示、訂正及び利用停止)

第8条 心身の状態の情報の開示、訂正及び利用停止は、個人情報保護条例の定めるところによる。

(心身の状態の情報を第三者に提供する場合の取扱い)

第9条 取扱者は、法令に基づく場合又は個人情報保護条例第11条第2項に該当する場合を除き、利用目的以外の目的のために心身の状態の情報を第三者に提供してはならない。

(心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理)

第10条 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の窓口は、教育総務部福利課健康づくり・メンタルヘルス担当とする。

(教職員への周知の方法)

第11条 この要綱は、教職員がアクセスすることのできるホームページに掲載することにより教職員に周知する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。